平成２２年（フ）第６９１号
岡山市中区原尾島２丁目４番９―６号
債務者　佐藤智恵美（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６９１号
横浜市栄区金井町1619番地１
債務者　吉田　コト
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７３２号
横浜市鶴見区馬場６丁目11番20号
債務者　松田　あい（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４５号
横浜市瀬谷区阿久和西４丁目２番地７　ふじハイツ201
債務者　山田　菊夫
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４４号
相模原市南区南台５丁目19番５号　ドーミー小田急520号室
債務者　前田　朋宏
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１５１４号
東京都国分寺市西恋ケ窪３丁目６番地14東京ビル14Ｃ―101
債務者　前田　道範
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５８８号
相模原市南区下溝3414番地４　グリーンハイツ201
債務者　鈴木　千草
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６３号
熊本県天草市楠浦町910番地５　松原アパート２号室
債務者　岩本　真澄
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第１４７１号
東京都福生市大字熊川1325番地１都営熊川アパート19―308
債務者　井上　美鈴
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２０号
島根県出雲市渡橋町129番地６　サンコースト203号、住民票上の住所島根県簸川郡斐川町大字上直江456番地１
債務者　多々納悦子
1　決定年月日時　平成22年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１１６４号
東京都小平市小川西町２丁目６番211号
債務者　佐久間一光
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６５号
東京都小平市小川西町２丁目６番211号
債務者　佐久間香織
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１５０９号
東京都府中市朝日町２丁目31番地の２走出荘202
債務者　上本ゆみ子
1　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５４８号
相模原市中央区相模原１丁目１番25―806号
債務者　木田　修作
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５８６号
相模原市中央区星が丘４丁目16番６号　スターヒルズパートⅠ　202号
債務者　九嶋清代美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月20日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部